

## 至誠館大学における授業料等の未納額を完納した除籍者の学籍異動に関する取扱い内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学（以下「本学」という。）において、至誠館大学学則（以下「学則」という。）第34条第1号に該当して除籍された者が、大学在学期間中の授業料等の未納額を完納した場合の学籍異動に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の取消し及び退学の許可)

第2条 学則第34条第1号に該当して除籍された者が、本学在学期間中の授業料等の未納額を完納し、所定の書式により退学を願い出た場合は、教授会の議を経て、学長は除籍を取消し、学則第35条に規定する退学を許可することができる。

2 退学を許可された者が、除籍日以前に本学において修得した授業科目の単位については、教授会の議を経て、学長はこれを認定することができる。

(退学日)

第3条 退学が許可された者の退学日は、当該除籍日が該当する学期の末日とする。

(在学年限への参入)

第4条 前条の退学日までは在学期間とし、学則第30条に規定する在学年限に参入する。

(除籍の取消し及び復籍の許可)

第5条 学則第34条第1号に該当して除籍された者が、本学在学期間中の授業料等の未納額を完納し、所定の書式により復籍を願い出た場合は、教授会の議を経て、学長は除籍を取消し、復籍を許可することができる。

2 復籍を許可された者が除籍日以前に本学において修得した授業科目の単位については、教授会の議を経て、学長はこれを認定することができる。

(復籍願い出期間)

第6条 復籍を願い出ることができる期間は、除籍日から1年以内とする。

ただし、除籍日から1年を超えた場合は、第2条により退学の許可を受け、学則第17条により、再入学を志願することができる。

(復籍の手続き)

第7条 復籍を願い出る場合は、所定の書式を提出するとともに、復籍しようとする学期の授業料等を納付しなければならない。

(復籍日)

第8条 復籍が許可された者の復籍日は、当該除籍日とする。

(除籍の取消し及び卒業の認定)

第9条 学則37条で規定する所定の授業科目の単位を修得し、学則第34条第1号に該当して除籍された者が、本学在学期間中の授業料等の未納額を完納し、所定の書式により卒業を願い出た場合は、教授会の議を経て、学長は除籍を取消し、除籍日以前に本学

において修得した授業科目の単位を認定した上で、卒業を認定することができる。

2 前項において、卒業が認定された者の卒業日は、原則として当該除籍日が該当する学年末とする。

(学籍簿の記載)

第10条 学務課は、除籍を取り消された者の学籍簿から、除籍に関する事項を削除するものとする。

(内規の適用)

第11条 第5条の適用は、一人につき1回限りとする。

附 則

1 この内規は、令和2年3月18日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

制 定 令和2年3月18日（制定）